

東京医療保健大学千葉看護学部入学試験実施委員会規程

(設置)

第1条 千葉看護学部の入学試験（以下、「入試」という）について、妥当性を検証し、入試の企画・運営・実行を進めるため、千葉看護学部入学試験実施委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、大学及び学部のアドミッションポリシーに則り、適切で公平な入試の実施を図るため、入試の企画・運営を行う。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 千葉看護学部教授会において任命する教員
- (2) 入試広報部長及び千葉事務部長
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。

- (1) 学部アドミッションポリシーに関すること
- (2) 入試問題作成及び選抜方法に関すること
- (3) 入試の実施に関すること
- (4) その他、入試実施に関すること

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、千葉事務部が行う。

(開催日)

第8条 委員長が召集する日に開催する。

附 則 本規程は平成30年4月1日から施行する。